

大気汚染防止法に基づく
特定粉じん排出等作業実施届出の手引き

令和4年12月

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課

1. 大気汚染防止法の目的

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制すること等によって、大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。

したがって、この法律には、規制の対象となる施設や作業、届出の内容、排出基準及び作業基準並びに罰則等が定められています。

2. 特定粉じん（石綿）に関する規制について

石綿（アスベスト）は、昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。

しかし、石綿の暴露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康被害が社会問題となり、石綿を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体工事等に伴う暴露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

大気汚染防止法では、建築物・工作物を解体する際の石綿飛散防止のため、石綿使用の有無の事前調査や石綿除去作業の際の作業基準などを規定しています。

3. 解体等工事に係る事前調査及び説明等について

建築物等の解体等工事^{※1}の元請業者又は自主施工者は、当該工事が特定工事^{※2}に該当するか否かの調査を行わなければなりません。また、解体等工事の元請業者は発注者に書面を交付して、事前調査の結果を説明しなければなりません。

なお、令和5年10月1日からは次の資格者等が調査を実施することが義務づけられます。

～事前調査を行うことができる者～

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※1：解体等工事：建築物等の解体・改造・補修作業を伴う建設工事

※2：特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

この他に、解体等工事の元請業者又は自主施工者には、次のことを実施することが義務づけられています。

- ・ 事前調査に関する記録を作成すること。
- ・ 「事前調査に関する記録」及び「発注者への説明で使用した書面」の写しを3年間、保管すること。
- ・ 「事前調査に関する記録」の写しを解体等工事現場に備え置くこと。

また、解体工事の発注者は、調査に要する費用を適正に負担する等、受注者の調査に協力しなければなりません。

～ 受注者が発注者に書面で説明する事項 ～

石綿なしの場合	特定工事（レベル3建材）の場合	届出対象特定工事（レベル1と2建材）の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事に該当するか否かの調査結果 ・事前調査を終了した年月日 ・事前調査の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事に該当するか否かの調査結果 ・事前調査を終了した年月日 ・事前調査の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事に該当するか否かの調査結果 ・事前調査を終了した年月日 ・事前調査の方法
	<ul style="list-style-type: none"> ○特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積 ○特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法 ○特定工事の工程の概要 ○元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積 ○特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法 ○特定工事の工程の概要 ○元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
		<ul style="list-style-type: none"> ◎建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ◎下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所

「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要な場合、説明は解体等工事の開始14日前までに、同届出が不要な場合は、解体等工事の開始日までに説明する必要があります。

4. 事前調査結果の掲示について

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工する時は、調査の結果等を解体等工事の場所において公衆に見やすい箇所に掲示板を設けて掲示しなければなりません（A3 横 42.0cm×縦 29.7cm 以上）。

なお、当該掲示は解体等工事を開始する前までに行ってください。

この掲示は、特定工事に該当しない場合においても、掲示する必要があります。

<p>～ 掲示する事項～</p> <p>< 共通事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事に該当するか否かの事前調査の結果 ・ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ・ 事前調査を終了した日 ・ 事前調査の方法 ・ 解体等工事が特定工事に該当する場合、特定建築材料の種類 <p>< 特定工事に該当する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者と元請業者の氏名等 ・ 届出年月日と届出先（届出対象特定工事の場合） ・ 元請業者の現場責任者の氏名と連絡場所 ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間と方法 <p>※上記内容を石綿障害予防規則に基づく掲示に追記する形で差し支えありません。</p>
--

掲示の記載例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	調査終了年月日: 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○(株) 代表取締役社長 ○○○○
届出先及び届出年月日: 東京都労働基準監督署	看板表示日: 令和○○年○○月○○日	住所: 東京都○○区○-○
解体等工事期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)	調査方法の概要(調査箇所)	住所: 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内床③、保室床③ 1~4階 床:ビニル床⑤、天井:フレキシブルボード④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	現場責任者氏名: ○○○○ 連絡場所 TEL: 03-xxxx-xxxx
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 機種・型式・設置数: 機種:業しん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台 排気能力(m³/min): ○○m³/min(1時間あたりの換気回数4倍以上) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%) HEPAフィルタ・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3µm 使用する資材及びその種類 ・湿潤作業液:○○○○・固化作業液:○○○○ ・腐蝕シート(厚さ:床0mm,その他0mm)・接着テープ等 その他の石綿(特定粉じん)の排出又は集塵の抑制方法 (例)吹付け層に作業を含まず等により集塵を促進する封じ込め工法 ^{※2} (例)板状材料で完全に覆うことにより密着する封じ込め工法 ^{※2} 備考:その他の条例等の届出年月日 ○○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)	氏名又は名称及び住所 事前調査・資料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

石綿含有吹付け材等の除去等を含む作業がある場合の記載例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	調査終了年月日: 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○(株) 代表取締役社長 ○○○○
届出先及び届出年月日: 東京都労働基準監督署	看板表示日: 令和○○年○○月○○日	住所: 東京都○○区○-○
解体等工事期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)	調査方法の概要(調査箇所)	住所: 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有り成形シウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床:ビニル床⑤、天井:岩綿吸音板③ 2階 給湯室 天井:フレキシブルボード④ 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール③ 1~4階 床:ビニル床⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	現場責任者氏名: ○○○○ 連絡場所 TEL: 03-xxxx-xxxx
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床は湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有り成形シウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 特定粉じんの排出又は集塵の抑制方法 (例)石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤用手工具ケレン工法、外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。 使用する資材及びその種類 ・湿潤作業液:○○○○・剥離剤:○○○○ ・養生シート(厚さ:0mm)・接着テープ等	氏名又は名称及び住所 事前調査・資料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	調査終了年月日: 令和○○年○○月○○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
届出先及び届出年月日: 東京都労働基準監督署	看板表示日: 令和○○年○○月○○日	住所: 東京都○○区○-○
解体等工事期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間: 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	現場責任者氏名: ○○○○ 連絡場所 TEL: 03-xxxx-xxxx
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)	調査方法の概要(調査箇所)	住所: 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床:ビニル床⑤③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤	氏名又は名称及び住所 事前調査・資料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○○○ 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿使用なしの場合の記載例

5. 特定粉じん排出等作業実施届出について

吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材等^{※3}が使用されている建築物及び工作物を解体、改造、又は補修する作業を行う場合、工事の発注者又は自主施行者は、届出対象となる特定粉じん排出等作業の開始の日の**14日前**までに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を作業場所の所在地を管轄する林務環境事務所等（9ページ参照）に届出てください。

※3：石綿を含有する断熱材等：石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

特定粉じん排出等作業実施届出が必要となる特定建築材料の具体例

特定建築材料の種類	建築材料の具体例	使用箇所の例（使用目的）
吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 （防火、耐火、吸音性等の確保）
石綿を含有する断熱 （吹付け石綿を除く）	屋根用折板裏断熱材 煙突用断熱材	屋根裏、煙突 （結露防止、断熱）
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部（保温）
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く）	石綿含有耐火被覆材 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター （吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的）

なお、特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去に係る一連の作業の開始日です。具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離や、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日です。

・届出様式

様式第3の5（10ページからの記入例、記入要領を参照してください）

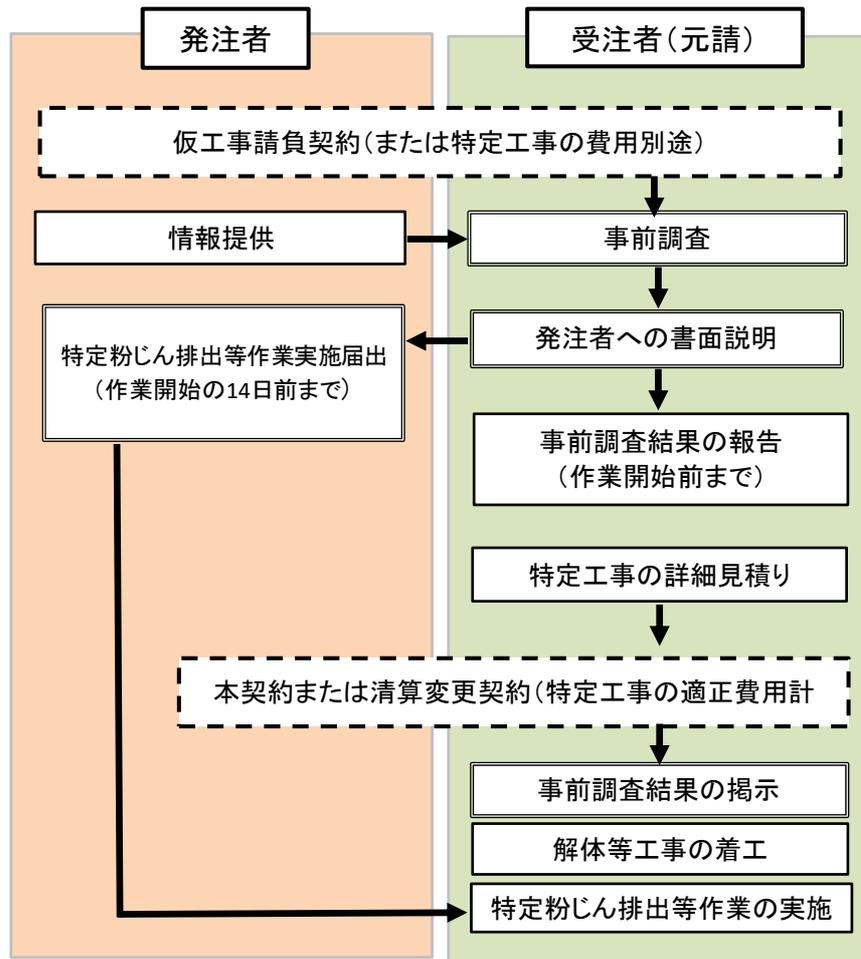
2件以上の特定粉じん排出等作業が、同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができます。この場合は、1つの作業ごとに別紙を作成してください。

・届出部数

2部（うち1部は届出者の控えとなります）

図面等の大きな用紙は折り畳んで、A4版（届出様式の大きさ）に統一してください。

特定工事の手順例



別表第七の一の項	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器（※）を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p> <p>（※）粉じんを迅速に測定できる機器：デジタル粉じん計、パーティクルカウンター、リアルタイムファイバーモニター等</p>
別表第七二の項	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
別表第七五の項	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

別表第七の項	特定建築材料が使用されている建築物等を改造・補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--------	---	--

7. 罰則について

必要な届出をしない、又は作業基準適合命令等に従わなかった者等に対する罰則の規定があります。

違反内容	罰則
作業基準適合命令等に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (大気汚染防止法第33条の2第1項第2号)
① 届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令に違反した場合	
② 作業基準適合命令に違反した場合	
特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (大気汚染防止法第34条第1号)

8. 立入検査の実施について

作業基準の適合状況等を確認するため、作業期間内（主に隔離養生が終了し除去作業等を開始する前の段階において）に職員が立入検査を行います。

9. 環境調査について

特定粉じん排出等作業の隔離空間からの石綿の漏えい監視のための石綿濃度の測定は、施工事業者の自主的な取り組みとして、石綿飛散防止対策の効果を自ら点検し、その改善を図っていくという意味で有意義です。

測定場所と測定を行う時期の例

測定場所	測定を行う時期
敷地境界（4箇所）	作業前、除去作業中
集じん・排気装置排出口	装置の稼働時
セキュリティゾーンの入り口	除去作業中
施工区画内	隔離シート撤去前

測定方法は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」を参照してください。

1 0 . 測定結果等の報告について

特定粉じん排出等作業の終了後速やかに、実施した環境調査の結果について林務環境事務所等へ報告してください。

1 1 . 緊急時の対応措置について

緊急時の対応措置や連絡体制については、予め定めておいてください。

また、作業期間中に高濃度の環境測定結果（石綿繊維数濃度1本/Lを超える値）が判明した場合や、集じん排気装置等の異常が認められた場合は直ちに除去作業を中止し必要な対応措置を講ずるとともに、林務環境事務所等へ報告してください。

1 2 . 届出書の提出先

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出書の提出先は、作業場所の所在地を管轄する林務環境事務所です。

ただし、作業場所が甲府市内の場合は、甲府市環境部に提出してください。

担当課名	管轄市町村
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課 【韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階】 TEL : 0551(23)3090 FAX : 0551(23)3097	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課 【甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階】 TEL : 0553(20)2739 FAX : 0553(20)2728	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課 【西八代郡市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎2階】 TEL : 055(240)4141 FAX : 055(240)4189	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 【都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎3階】 TEL : 0554(45)7811 FAX : 0554(45)7807	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村
甲府市環境部環境対策室 環境保全課 【甲府市上町601-4 環境センター管理棟3階】 TEL : 055(241)4312 FAX : 055(241)6190	甲府市

届出書の記入例

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

① 〇〇年〇月〇日

山梨県知事 〇〇^②〇〇 殿

届出者^③ 〇〇市〇〇1-2-3
株式会社 山梨〇〇
代表取締役社長〇〇〇〇

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〕
電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

④ 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

⑤	届出対象特定工事の場所	●●市◆◆◆◆4-5-6 (特定工事の名称)山梨〇〇事業所解体に伴う石綿除去工事	
⑥	届出対象特定工事の元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	株式会社△△建設工業 代表取締役社長 △△△△ ●●市△△7-8-9	
⑦	特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1 (件)	
⑧	特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 〇〇年〇月〇〇日 至 〇〇年〇月△△日	※ 整理番号 ※ 受理年月日
⑨	特定建築材料の種類	① 吹き付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 ④ 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果
⑩	特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	
⑪	特定建築材料の使用面積	100 m ²	
⑫	特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	
⑬	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火 ^④ 準耐火、その他) 延べ面積 1400 m ² (2階建) その他の工作物	※備考
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社△△建設工業 ●●営業所長 □□ ●●市□□1-1-1 電話番号 055-□□□-□□□□	
⑭	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	◇◇塗装株式会社 □□市◇◇1234 現場責任者 ◇◇◇◇ 電話番号 055-◇◇◇◇-◇◇◇◇ 携帯電話 090-x x x x-x x x x	

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

記入要領（様式第3の5・大気汚染防止法関係）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入する。

② 宛名

- ・ 山梨県知事の氏名を記入する。

③ 届出者

・ 届出者は、工事の発注者または自主施工者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名、住所及び電話番号を記入する。
届出者が法人の場合は、法人の名称、住所（登記されているもの）及び電話番号並びに代表者の氏名を記入する。

<押印について>

押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたことから、押印は不要となりました。

なお、それまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、手続きの性質を踏まえ、以下に記載する「押印が求められている趣旨を代替する手段」によって、本人確認をします。

○押印が求められている趣旨を代替する手段の例

- ・ 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・ 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出
- ・ ID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人登記書類、個人・法人の印鑑証明等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・ 他の添付書類による本人確認
- ・ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ・ 署名を用いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・ 実地調査等の機会における確認

- ・ 届出者が法人の場合で、代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要である。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入すること。）

④ 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消すなどして、届出区分を明示する。なお、届出区分は次のとおり。

通常の工事の場合：大気汚染防止法第18条の17第1項

災害など緊急時の場合：大気汚染防止法第18条の17第2項

⑤ 特定工事の場所

- ・ 特定粉じん排出等作業を実施する場所及び特定工事の名称を記入する。

⑥ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所等

- ・ 発注者から特定工事を請け負う受注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記入する。

⑦ 特定粉じん排出等作業の種類

- ・ 該当する作業に○印を付ける。各項の具体的な作業の内容は、次表のとおり。

1の項	建築物等の解体作業に伴って、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業で、掻き落とし、切断等を伴う作業
2の項	建築物等の解体作業に伴って、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法（手ばらし等）で、石綿含有断熱材等を除去する作業
5の項	建築物等の解体作業にあたり、倒壊するおそれがあるなど立ち入ることが不可能な現場での特定建築材料の除去作業（解体後に除去する場合を含む。）
6の項	建築物等の解体を伴わない吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去作業及び封じ込め、囲い込みの作業

⑧ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

- ・ 当該特定粉じん排出等作業に係る工事の開始年月日及び終了年月日を記入する。なお、工事の開始年月日及び終了年月日は次の日となる。

工事の開始日：養生作業等に着手する日であり、大気汚染防止法第18条の17第2項の場合以外は届出日から14日以降となる。（例えば4月1日に届出を行った場合、工事の開始日は4月16日以降となる。）

工事の終了日：養生などを解いて除去作業が終了する日

⑨ 特定建築材料の種類

- ・ 特定建築材料の種類の種類は次表を参照して○印を付ける。

区 分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材（吹付け石綿を除く。）	①屋根用折版裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材（吹付け石綿を除く。）	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、③石綿含有耐火被覆塗り材

⑩ 特定建築材料の使用箇所

- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入）を添付する。

⑪ 特定建築材料の使用面積

- ・ 特定建築材料が使用されている（覆われている）面積を記載する。
なお、使用している部分の面積は天井面、壁面、鉄骨の被覆部分等の合計であり、床面積ではないので注意する。

⑫ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要

- ・ 対象となる建築物等が建築物の場合、耐火構造等の区分に○印を付け、建築物の延べ床面積及び階数を記入する。建築物以外の場合、その他工作物の箇所に○印を付ける。

⑬ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

- ・ 当該特定工事を実施する現場責任者の氏名並びに現場事務所の所在地及び電話番号を記入する。現場事務所等がない場合は、現場責任者の携帯電話の番号等の連絡先を記入する。

⑭ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

- ・ 当該工事を届出者が下請けに出す場合は、当該下請負人について⑬と同様に記載する。

特定粉じん排出等作業の方法

① 特定粉じん排出作業における措置	<input checked="" type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	② 種類・型式・設置数	集じん排気装置 ○○社 MCA100M型 1台
	③ 排気能力(m ³ /min)	30m ³ /min (1時間当たり換気回数 6回) 隔離区画容積: 300m ³
	④ 使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	HEPAフィルタ 99.97%
⑤ 使用する資材及びその種類	隔離壁用プラスチックシート、隔離床用プラスチックシート、湿潤材： アスシールSi 3液他 (詳細は別添施工計画表参照)	
⑥ その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。

3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。

4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

記入要領（様式第3の5の別紙・大気汚染防止法関係）及び必要な添付書類

① 特定粉じん排出作業における措置

- ・ 該当する作業に○印を付ける。

なお、届出書の⑦特定粉じん排出等作業の種類欄で6の項以外の場合の処理方法は「除去」のみとなり、届出書の⑦特定粉じん排出等作業の種類欄で6の項の場合は全ての措置が選択可能である。

② 種類・型式・設置数

- ・ 集じん機、排気装置の種類、形式（型番等）、設置する台数を記載する。

③ 排気能力(m³/min)

- ・ 排気装置の排気能力を毎分の排気空気量及び隔離区画内の空気を一時間当たりに換気する回数を記載する。複数台設置する場合は排気空気量については個別装置ごと及び合計値を記載し、換

気回数については合計値を記載する。なお、換気回数は次によって求めるものとする。

排気装置一台あたりの排気能力 (m³/min) × 台数 = 排気能力 (m³/min)

60 ÷ (施工区画の容積 (m³) ÷ 排気能力 (m³/min)) = 換気回数 (毎時)

④ 使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)

- ・ フィルタの種類及び集じん効率を記載する。

⑤ 使用する資材及びその種類

- ・ 湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の資材をメーカー名品番など具体的に記載する。

⑥ その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法

- ・ 除去作業実施にあたり隔離、湿潤化以外の方法で飛散を抑制した場合にはその方法（グローブバッグの使用など）の概略を記載する。

◆ 届出書に添付が必要な書類

- ・ 届出書に添付が必要な書類は、次表のとおりであり、併記できるものについては、同一書類に記入しても良い。
- ・ 書類は、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4版で作成する。

種類	NO	事 項	記 載 内 容 等
法施行規則第10条の4第2項に定める事項に係る書類	1	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	○延べ面積、耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物の別を明記したもの
	2	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	
	3	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	
	4	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
	5	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
様式第3の5又は別紙の備考により添付が必要な書類	6	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図	○主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入したもの
	7	作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図	○主要寸法、隔離された作業場所の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所、排気口及び掲示板の位置を記入したもの
その他	8	その他審査に必要な参考書類	○必要に応じて提出

備考1 NO1、NO4及びNO5の事項については、届出書様式中に「参考事項」として記入欄が設けられており、ここに記入することで添付書類に代えることができる。

2 NO7の事項における掲示板に表示しなければならない事項は、次のとおりである。

- (1) 法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の名称
- (3) 特定粉じん排出等作業の実施期間
- (4) 特定粉じん排出等作業の方法
- (5) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所